

3. 岡山大学農学部履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学農学部規程（平成18年岡山大学農学部規程1号）第12条、第17条及び第23条の規定に基づき、岡山大学農学部における教養教育科目と専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法並びに食品衛生法に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員（以下「衛生管理者等」という。）の資格取得（食品衛生資格取得コース）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教養教育科目)

第2条 教養教育科目の授業科目及びその単位数は、履修課程表1に掲げるとおりとする。

(専門教育科目)

第3条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、履修課程表2に掲げるとおりとする。

(専門教育科目の科目区分)

第4条 専門教育科目の専門基礎科目は、必修科目および選択必修科目に、専門科目は必修科目、コース科目選択必修科目、コース科目自由選択科目に区分される。

(履修方法)

第5条 卒業に必要な専門教育科目の履修方法は、履修課程表2に掲げる授業科目のうちから、次に示す単位を指導教員の指導を受けて履修しなければならない。

科目区分等			単位数	
専門教育科目	専門基礎科目	必修科目	16	
		選択必修科目	6	
	専門科目	必修科目	16	
		コース科目	選択必修科目	18
			自由選択科目	31
合計			87	

2 専門基礎科目選択必修科目のうち卒業に必要な単位を超えて修得した単位数は、コース科目自由選択科目の単位数とすることができる。

3 コース科目選択必修科目のうち卒業に必要な単位を超えて修得した単位数は、コース科目自由選択科目の単位数とすることができる。

(コース分属のための履修条件)

第6条 本学部では、2年次前期に所定のコースに分属するが、コースに分属できる者は、1年次後期修了時において教養教育科目のうち個別科目（自然科学）を3単位以上、外国語科目（英語）を2単位以上修得している者とする。

(卒業論文)

第7条 卒業論文を履修できる者は、3年次修了時までに卒業に必要な単位124単位中100単位以上修得している者とする。

(食品衛生資格取得コース)

第8条 本学部へ衛生管理者等の資格取得のため、厚生労働大臣の指定する養成施設として食品衛生資格取得コースを置く。

2 食品衛生資格取得コースを修了した者は、衛生管理者等になることができる。

- 3 食品衛生資格取得コースを履修できる者は、本学部総合農業科学科の学生とする。
- 4 食品衛生資格取得コースの履修科目は、別表のとおりとする。（※別表は24ページに掲載している。）
- 5 別表に規定する所定の単位を修得した者は、食品衛生資格取得コースの修了者とする。
- 6 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。